

居宅介護支援サービス重要事項説明書

本書は、あなたへの居宅介護支援サービスの提供開始にあたり、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」に基づき、事業者があなたに説明すべき重要事項を記載しています。

京都市指定居宅介護支援事業所
京都市指定2670200563号

セルフサポート株式会社
居宅介護支援センターまごのて西陣
京都市上京区中立売通大宮西入新白水丸町446番地
TEL 075-431-1570
FAX 075-284-1570

居宅介護支援重要事項説明書

＜令和6年7月1日現在＞

1. 居宅介護支援事業者(法人)の概要

名称・法人種別	セルフサポート株式会社
代表者名	代表取締役 峯 康典
所在地・連絡先	(所在地)京都市上京区中立売通大宮西入新白水丸町446番地 (電話)075-431-1575 (FAX) 075-431-1580
設立年月日	平成20年3月6日

2. 事業所の概要

(1)事業所名称及び事業所番号

事業所名	居宅介護支援センターまごのて西陣
所在地・連絡先	(所在地)京都市上京区中立売通大宮西入新白水丸町446番地 (電話)075-431-1570 (FAX) 075-284-1570 2670200563
管理者の氏名	児玉 啓
事業の目的	事業者は、介護保険法令の趣旨にしたがい、利用者が有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むために必要な居宅サービス等を適切に受けられるよう、その心身の状況、置かれている環境、本人及び家族の希望等を勘案して「居宅サービス計画」を作成するとともに、サービスの提供が確保されるように便宜を提供し、もって居宅要介護者及びその家族の福祉の向上を図ります。
運営方針	1. 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立って介護等に関する相談、指導、助言を行います。また、関係行政機関や居宅サービスを提供する事業者等と積極的に連携しながら利用者の需要に応じた居宅サービスが公正、中立に提供できるように努めるものとします。 2. 事業の運営に当たっては、地域社会や家庭との結び付きを重視し関係行政機関、他の居宅サービス事業所その他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する事業所との連携に努めるものとします。 3. 利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求め、この意見を求めた主治の医師等に対してケアプランを交付します。 4. 訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な 情報伝達を行います。 5. 利用者やその家族に対し、利用者は計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや、当該事業所を計画に位置付けた理由を求めることが可能です。 6. 障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合等における、ケアマネジャーと障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため、指定居宅介護支援事業者が特定相談支援事業者との連携に努めます。 7 ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、前6か月に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与(以下、訪問介護等という)の各サービスの利用割合及び前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護等の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合の説明を行います。
開設年月日	平成21年5月1日

(2)事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区分		職務の内容
		常勤(人)	非常勤(人)	
管理者	1	1		事業所の運営管理
介護支援専門員	3	3		介護支援専門員

(3)通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	京都市北区(北:北大路通まで 東:河原町通まで 西:西大路通まで)、上京区全域、中京区(南:御池通まで)管内
------------	---

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4)営業日等

営業日	平日(月曜～金曜)
営業時間	9:00～18:00
営業しない日	土曜日・日曜日・祝祭日・12月29日～1月3日

※ただし、問い合わせについては電話等により24時間常時連絡が可能な体制をとるものとします。

(5)併設されている他の事業

訪問介護	平成20年6月10日指定
介護型ヘルプサービス	平成30年4月1日指定
障害者居宅介護	平成20年6月10日指定
障害者重度訪問介護	平成20年6月10日指定
障害者行動援護	平成20年6月10日指定
移動支援事業	平成20年7月22日指定
地域密着型通所介護	平成26年1月20日指定
放課後等デイサービス	平成28年3月14日指定
計画相談支援・障害相談支援	令和2年7月1日指定

3. 提供する居宅介護支援サービスの内容・提供方法等

- ①ご利用者の居宅を訪問し、利用者および家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- ②当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正にご利用者およびその家族に提供し、ご利用者にサービスの選択を求めます。このときご利用者は、複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。
- ③提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ④サービス担当者会議を開催し、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画の原案の内容について、専門的見地から意見を求めます。
- ⑤居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等についてご利用者およびその家族に説明し、ご利用者から文書による同意を受けます。このときご利用者は、居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求められます。
- ⑥主治医や入院先医療機関と連携を行います。入院された場合は、担当の介護支援専門員の氏名や連絡先等をお伝えいただくことで、早期から退院に向けた支援を行います。
- ⑦ご利用者およびそのご家族と毎月連絡を取り、経過の把握に努めます。

- ⑧居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ⑨ご利用者の状態について定期的にサービス担当者会議を開催して再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。
- ⑩ご利用者が介護保険施設への入院または入所を希望した場合、ご利用者に介護保険施設の紹介その他の支援をします。

4. 利用料

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、支援事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、お客様は1か月につき要介護度に応じた利用料をお支払いいただきます。

費用については、別紙 料金表をご参照下さい。

(2) 利用料等のお支払い方法

毎月末日までに前月分の請求をいたしますので、翌月15日までに下記口座に振り込んで下さい。

京都中央信用金庫 西陣支店

普通預金口座(口座番号 0907413)

口座名義 セルフサポート株式会社

代表取締役 峯 康典

※入金確認後、サービス提供証明書と領収証を発行します。

5. 個人情報の保護

個人情報保護のため「医療介護関係事業者における個人情報事業者の適切な取り扱いのためのガイドライン(平成16年12月24日厚生労働省)」を遵守します。

したがって、利用者及び利用者世帯のプライバシーの尊重に万全を期するとともに、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしません。また、職員であったものが、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。

さらに、サービス担当者会議等において、利用者またはその家族に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者またはその家族の同意を得るものとします。

当事業所において利用者の個人情報を使わせていただく利用目的は以下の通りです。

- ・介護サービス業務の維持・改善のための基礎資料
- ・学生の実習への協力
- ・行政上の業務への対応
- ・ご家族への心身の状況説明およびご家族からの問い合わせへの対応
- ・損害賠償保険等に係る保険会社への相談または届出
- ・施設からのご案内
- ・主治の医師もしくは歯科医師又は薬剤師への情報提供

以上の利用目的で利用者の情報を利用する場合は、利用者ご本人に個別に理由を説明し、ご同意を得た上で行うものといたします。

6. サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所お客様相談窓口	窓口責任者 児玉 啓 ご利用時間 平日9:00～18:00 ご利用方法 電話(075-431-1570)
京都市北区役所 健康長寿推進課	受付時間:月曜日～金曜日 8:30～17:15 電話番号:075-432-1366
京都市上京区役所 健康長寿推進課	受付時間:月曜日～金曜日 8:30～17:15 電話番号:075-441-5106
京都市中京区役所 健康長寿推進課	受付時間:月曜日～金曜日 8:30～17:15 電話番号:075- 812-2566
京都府国民健康保険団体連合会	受付時間:月曜日～金曜日 9:00～17:00 電話番号:075-354-9090
京都府社会福祉協議会	受付時間:月曜日～金曜日 9:00～17:00 電話番号:075-252-6291
京都府福祉サービス運営適正化委員会	受付時間:月曜日～金曜日 9:00～16:30 電話番号:075- 252-2152

7. 緊急時及び事故発生時等における対応方法

①緊急時等の対応方針

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかにお客様の主治医、救急隊、緊急時連絡先(ご家族等)等へ連絡をするとともに必要な措置を講じます。

また、サービス提供中に事故が発生した場合には、必要な措置を講じるとともに上記に加え、市町村及び当該利用者の家族等に連絡を行います。

②緊急時等の連絡先及び対応時間

☆平常の時間帯(午前9時から午後6時):事業所電話番号 075-431-1570

☆平常の時間帯以外:事業所携帯電話番号 080-4023-0439

主治医	病院名及び所在地		
	氏 名		
	電 話 番 号		
緊急時連絡先(家族等)	氏 名(続柄)	()	
	住 所		
	電話番号		

8. サービス利用に当たっての留意事項

サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。

また、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定

の有効期間)及び被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。

居宅介護支援の提供の開始後、もし入院された場合、担当ケアマネジャーの氏名と当事業の連絡先を入院先医療機関に提供してください。

居宅介護支援の開始に当たり、利用者に対して重要事項説明書を交付の上、居宅介護支援のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

説明年月日:令和 年 月 日

事業者 住 所 京都市上京区中立売通大宮西入新白水丸町446番地
事業者(法人)名 セルフサポート株式会社
事業所名 居宅介護支援センターまごのて西陣
(事業所番号) 2670200563
代表者名 代表取締役 峯 康典
管理者 児玉 啓

説明者 職 名 介護支援専門員

氏 名

私は、重要事項説明書に基づいて居宅介護支援のサービス内容及び重要事項の説明を受け、その内容に同意の上、本書面を受領しました。また、私と私の家族の個人情報をサービス担当者会議等、必要最小限の範囲において利用することに同意します。

ご利用者申込者 住 所

氏 名

署名代行者(申込者は、身体状況等により署名ができないため、申込者本人の意思を確認のうえ、私が申込者に代わって、その署名を代筆しました。)

住 所

氏 名

代理人(選任した場合)住 所

氏 名

ご利用申込者家族 住 所

氏 名

ご利用申込者家族 住 所

氏 名

重要事項説明書別紙＜料金表＞

セルフサポート株式会社
居宅介護支援センターまごのて西陣

○利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、支援事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、お客様は1か月につき要介護度に応じて下記の利用料をお支払い下さい。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。

・当事業所の地域区分は5級地(京都市)です。

5級地(単価:10.70円)

区分	取扱い件数	要介護1・2	要介護3・4・5
I	45件未満	11,620円/月	15,097円/月
II	45件以上60件未満	5,820円/月	7,532円/月
III	60件以上	3,488円/月	4,515円/月

※IIとIIIについて:45件以上の部分について算定

・加算項目

サービス内容	サービス単位	サービス利用料金
特定事業所加算(Ⅱ)	421単位	4,504円/月
初回加算	300単位	3,210円/月
入院時情報連携加算(Ⅰ)	250単位	2,675円/月
入院時情報連携加算(Ⅱ)	200単位	2,140円/月
退院・退所加算(Ⅰ)イ	450単位	4,815円/回
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	600単位	6,420円/回
退院・退所加算(Ⅱ)イ	600単位	6,420円/回
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	750単位	8,025円/回
退院・退所加算(Ⅲ)	900単位	9,630円/回
小規模多機能型居宅介護事業所加算	300単位	3,210円/月
看護小規模多機能型居宅介護事業所加算	300単位	3,210円/月
緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位	2,140円/回
ターミナルケアマネジメント加算	400単位	4,280円※

※死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上訪問を行った場合に算定

○交通費

事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、事業の実施地域を超えたところからの交通費の実費が必要となります。

なお、自動車等の交通用具を使用した場合は、次の交通費をいただきます。

事業の実施地域を越えた地点から、片道5キロ未満	250円
事業の実施地域を越えた地点から、片道5キロ以上	500円

令和7年2月1日 現在